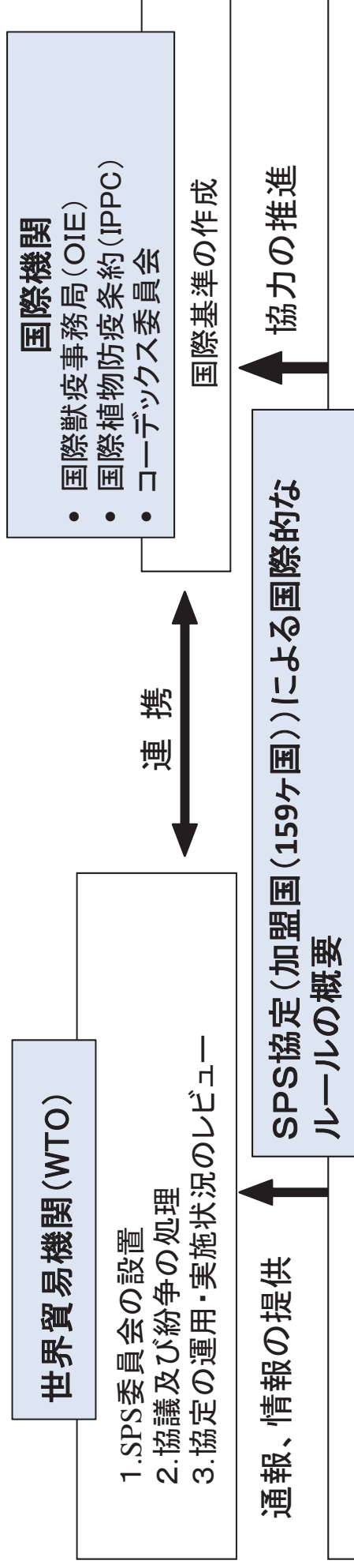


動植物検疫制度に関する国際的ルール(WTO/SPS協定)

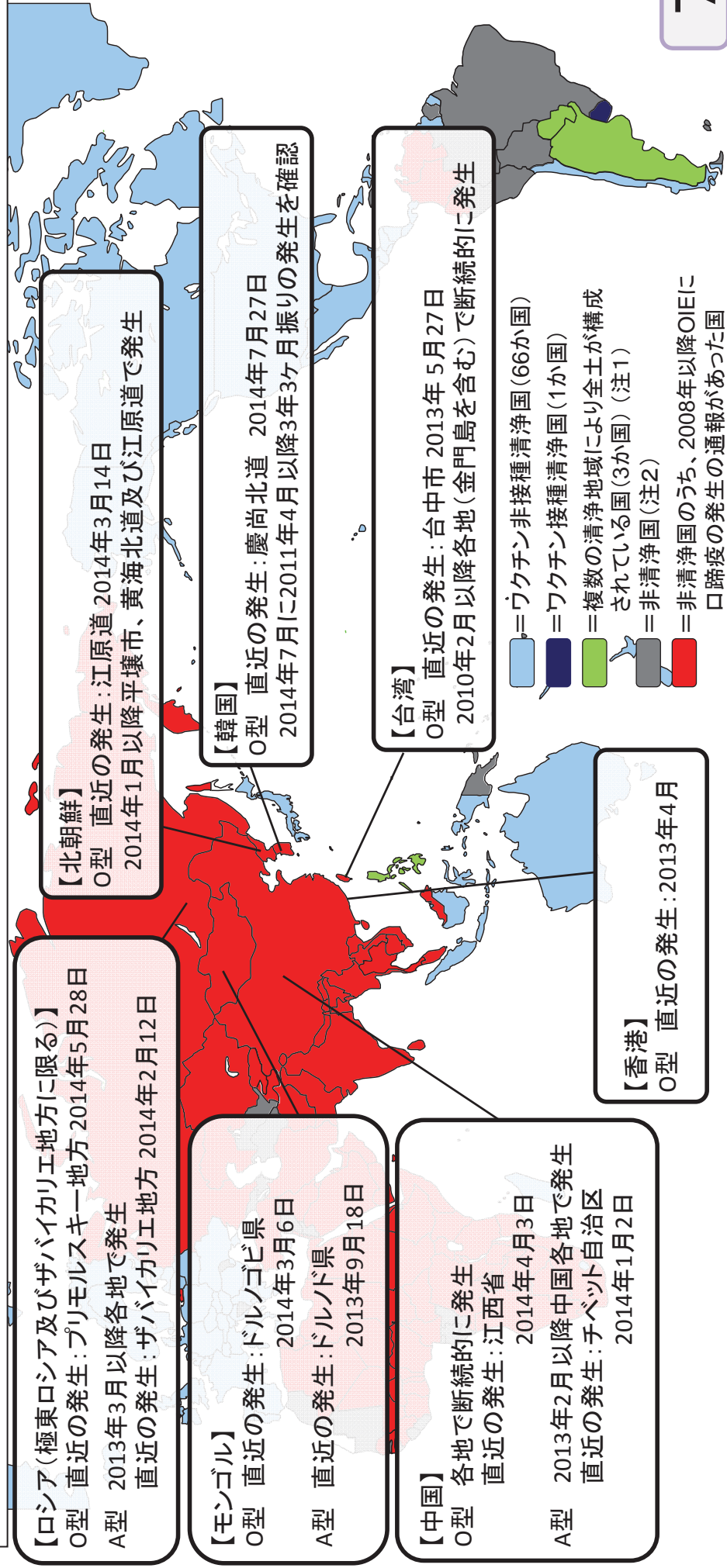
- 動植物検疫措置は、WTO/SPS協定に基づき、国際的なルールに沿って実施することが原則。
 (SPS協定:衛生植物検疫措置の適用に関する協定)
 (Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures)



1. 検疫・衛生措置についての原則
 - (1) 科学的原則に基づいて適用
 - (2) 同様な条件にある加盟国間において不当な差別をしない
2. 適切な検疫・衛生措置の決定
 - リスクの評価に基づき、適切な検疫・衛生措置を決定
3. 調和の促進
 - (1) 原則として、国際基準に基づいた措置
 - (2) ただし、科学的正当性があれば、国際基準に基づいた場合よりも高いレベルの保護水準を達成できる措置が可能
4. 措置の同等
 - 輸入国は、自国の措置と異なる措置であっても適切な保護水準を達成することを輸出国が証明する場合には、これを同等なものとして認める。
5. 透明性の確保
 - 検疫・衛生措置の変更があれば、WTOへ通報

近隣アジア諸国を中心とした海外における口蹄疫の発生状況

- ・ 本病は中国、台湾等の近隣アジア諸国で断続的に発生しており、人や物を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況。
- ・ 侵入防止措置として水際検疫体制の強化に加え、アジア全体での発生の抑制が重要との観点から、アジア地域の防疫を支援する事業を実施。平成23年より年1回「口蹄疫防疫に関する日中韓等東アジア地域シンポジウム」を開催し国際的な連携を強化。



7

注1 国の全土が、ワクチン接種清浄地域又はワクチン非接種清浄地域により構成されている。①フィリピン:5つのワクチン非接種清浄地域。②アルゼンチン:2つのワクチン非接種清浄地域と2つのワクチン接種清浄地域。③パラグアイ:2つのワクチン接種清浄地域。
 注2 非清浄国には、その一部にOIEが公式認定するワクチン非接種清浄地域/ワクチン接種清浄地域を含んでいる国を含む。

2014年8月4日現在

